

食 品 表 示 セ ミ ナ ー

平成27年4月から、新たな食品表示の制度がスタートしました。美作地域の6次産業化・農商工連携に取り組む方を対象に、正しい食品表示に関する知識と自ら食品表示を作成できるスキルを身につけていただくためのセミナーを開催します。

●新たな食品表示の制度とは●

平成27年4月に「食品表示法」が施行され、新たな食品表示の制度がスタートしました。「食品衛生法」、「JAS法」及び「健康増進法」の食品表示に関する規定が統合され、主な変更点として、「アレルギー表示の変更」「加工食品の栄養成分表示の義務化」「新たな機能性表示制度の創設」があげられます。また、加工品及び添加物については5年間、以前の表示を認めるという猶予期間（令和2年3月まで）が設けられています。

1 日時及び会場

地域	日 時 ※いずれも13時～16時	会 場
津山	令和元年10月23日(水)	津山市総合福祉会館 3階中会議室 (津山市山北520)
真庭	令和元年10月9日(水)	久世公民館 学習室 (真庭市久世2932-5)
勝英	令和元年10月10日(木)	勝英地域事務所 本館2階会議室 (美作市入田291-2)

※美作県民局管内の方ならどの会場でも申込可能です。

2 対 象

美作県民局管内で、6次産業化・農商工連携等で食品の加工・販売に取り組んでいる事業者、農業協同組合、商工会会議所、商工会、市町村、県関係機関 等 約40名

3 内 容

食品表示法に沿った一括表示欄の記載方法や栄養成分表示、原材料名の表示順の計算方法、栄養成分表示の算出方法等、食品表示を初めて勉強する方にも分かりやすく説明します。

4 講 師

食品表示アドバイザー 株式会社わきあいあい 代表取締役 立原 隆義 氏

5 申込方法

裏面の参加申込書に必要事項を記入のうえ、岡山県美作県民局農林水産事業部農業振興課又は美作広域農業普及指導センターまでFAX、郵送又はメールにてお申し込みください。

※FAX 番号、住所及びメールアドレスは下記「問い合わせ先・申込先」のとおりです。お間違えのないようよく御確認のうえ、お申し込みください。

●主催：岡山県美作県民局

●問い合わせ先・申込先

岡山県美作県民局農林水産事業部（〒708-8506 岡山県津山市山下53）

農業振興課（担当：北川）TEL：0868-23-1304 FAX：0868-24-4962

美作広域農業普及指導センター（担当：河本、原田、上田）TEL：0868-23-1496 FAX：0868-23-5962

メールアドレス jiq123@pref.okayama.jp

美作県民局農林水産事業部農業振興課 担当：北川 あて
(FAX：0868-24-4962)

美作県民局農林水産事業部美作広域農業普及指導センター
地域資源活用担当者 あて
(FAX：0868-23-5962)

どちらの番号にFAXして
いただいても構いません。

美作地域 6次化推進のための食品づくりセミナー
食品表示セミナー 参加申込書

報告者

事業者・所属機関名	
氏名	
連絡先(電話番号)	

参加者及び参加会場

所属・団体名	氏名	津山 10/23(水)	真庭 10/9(水)	勝英 10/10(木)

↑参加会場に○を記入してください↑

参加申込締切：津山会場：令和元年10月18日(金)

真庭会場：令和元年10月4日(金)

勝英会場：令和元年10月4日(金)

郵送で申し込む場合：必要事項を記入のうえ、〒708-8506 岡山県津山市山下53 美作県民局農林水産事業部農業振興課まで参加申込書を郵送してください。

メールで申し込む場合：メールタイトルを「食品表示セミナー参加申込」とし、本文に①所属・団体名、②氏名、③参加会場、④電話番号を記載し、jiq123@pref.okayama.jp までメールを送付してください。

※定員を超え、参加をお断りする場合のみ、申込書に記入いただいた連絡先に連絡させていただきます。

※個人情報については、個人情報管理に関する規定に則って管理され、本研修会に関する連絡や情報提供以外に使用せず、本人の同意がない限り第三者には提供しません。